

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、2の監査結果のうち、同条に該当する事件については、監査委員 三輪 徹 を除斥しました。

- 1 政策局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 2 市民局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 観光経済局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 健康福祉局（後期）定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 6 消防局定期監査結果報告書

令和5年度 健康福祉局（後期）定期監査（行政監査を含む。）  
結果報告書

## 1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

### (2) 監査の対象

健康福祉局

出先機関 保健所総務課、西保健福祉サービスセンター、北保健福祉サービスセンター、飾磨保健福祉サービスセンター、網干保健福祉サービスセンター、夢前保健福祉サービスセンター、安富保健福祉サービスセンター、保健所衛生課、動物管理センター、中央卸売市場食品衛生検査センター、保健所予防課、保健所防疫課、保健所健康課、こどもの未来健康支援センター、中央保健センター、中央保健センター北分室、中央保健センター安富分室、南保健センター、西保健センター、環境衛生研究所、食肉衛生検査センター

### (3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

### (4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

### (5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和5年12月18日から令和6年2月13日まで

## 2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

### (1) 収入関係事務

- ア 公文書複写料収入関係事務（保健所衛生課）
  - イ 産後ケア事業負担金収入関係事務（こどもの未来健康支援センター）
- これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。  
早期徴収に努められたい。